

議案第28号

読谷村企業版ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業（以下「事業」という。）に要する費用の財源に充てるため、読谷村企業版ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、事業の実施のために法人から受けた寄附金の範囲内とし、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

る。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、
村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月14日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實